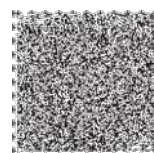


第3章 計画の方向性



1 地域福祉の推進に向けた視点

1) 自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民や事業者、ボランティアといった地域福祉の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となります。

そのため、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動などによる住民同士の支え合い（互助）」「介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）」「行政が担う公的支援（公助）」のそれぞれが連携し、日常生活の課題の解決に向けて行動することが重要です。



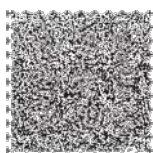
2) 市民と企業・団体、行政などの役割分担や連携による地域福祉の実現

地域福祉の推進に向けては、「行政による福祉サービス」と「住民相互の助け合い、支え合い活動」を平行して進めていくことが必要です。

地域の関係機関・団体、企業や大学などと行政の協働による取り組みを推進することが重要となることから、地域福祉計画においても関係者の役割分担や連携による地域福祉の実現を目指します。

3) SDGsの実現

「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すというSDGsの基本理念を踏まえ、福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本方針ごとに関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。



2 計画の目指す姿

1) 基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する

本市では、「越谷市福祉憲章(平成11年9月15日制定)」を踏まえ、「越谷市(第1次)地域福祉計画」における地域福祉推進の基本理念として、「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を掲げました。

この間、地域における生活環境の変化や、それに伴う社会福祉法の一部改正などがありましたが、地域の支え合い、助け合いにより、すべての市民がいきいきと暮らせるまちを目指し地域福祉を推進すべきだという考え方は、普遍的なものです。

第4次計画においては、これまでの基本理念を継承しつつ、越谷市福祉憲章の各項目に共有して使用する「ともに」を基本理念に取り入れ、皆でともに創りあげる地域共生社会の主旨がより強調される表現としました。

また、基本理念において、特に大切な視点(目指すまち)は次のとおりです。

①助け合い仲間が増えるまち

- 地域福祉推進における地域住民、地域活動団体、事業者、行政などの役割を明確にし、互いに協力し合う協働のまちを目指します。
- ご近所など身近な人とのあいさつ・会話・交流があり、誰もが地域の活動やネットワークに参加できるまちを目指します。

②誰もが自立して暮らせるまち

- 一人ひとりが自立した生活を送ることができる仕組みがあり、しかも互いに自らの得意なこと・できることで助け合うまちを目指します。

③お互いを思いやり支え合うまち

- 自らの関心のある趣味や活動に取り組む喜びや、仲間とのふれあいを通じ、誰もが生きがいを持ってハリのある生活を送れるまちを目指します。

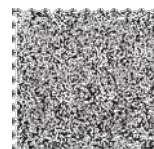
④安全で安心なまち

- 困りごとが起きたときや災害時など、いざというときに安心なまちを目指します。

2) 将来像

地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～

地域福祉の将来像は、市民ニーズや地域課題が多様化する中、常に「新たな支え合い」を検討・構築していくという考え方は普遍であることから、これまでのものを継承します。



3 基本目標

1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市における基礎調査結果からみえてきた課題（14ページ参照）を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

第4次計画では、第3次計画（市民の主体的参画）の表現から、企業などの多様な主体も含めた「多様な主体による参画」とし、さらに、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育む地域の実現を目指します。

【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

第4次計画では、第3次計画（適切な支援を受けられる）からさらに発展させ、「適切な支援につなぎ課題を解決する」とし、多様な課題に対応できる支援体制の強化を目指します。

【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります

第4次計画では、第3次計画（安全・安心に暮らせる地域）からさらに充実させ、福祉サービスの質向上をはじめ、ソフト・ハードを含めたあらゆる面からの「人にやさしい」地域づくりを実現する内容とします。

2) 計画に盛り込むべき事項と基本目標との対応

社会福祉法第107条第1項では、各号に掲げる5つの事項を一体的に定めるよう努めることとされており、各基本目標との対応は下図のとおりとなります。

【計画に盛り込むべき事項】

法107条第1項第1号
地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

法107条第1項第2号
地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

法107条第1項第3号
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

法107条第1項第4号
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

法107条第1項第5号
地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

【第4次計画の基本目標】

基本目標1 地域住民の課題解決力の強化

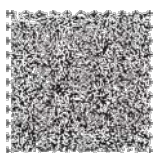
多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

基本目標2 包括的支援体制の整備

適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

基本目標3 福祉施策の共通事項

誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります



4 地域福祉の基本的な圏域

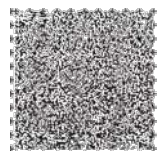
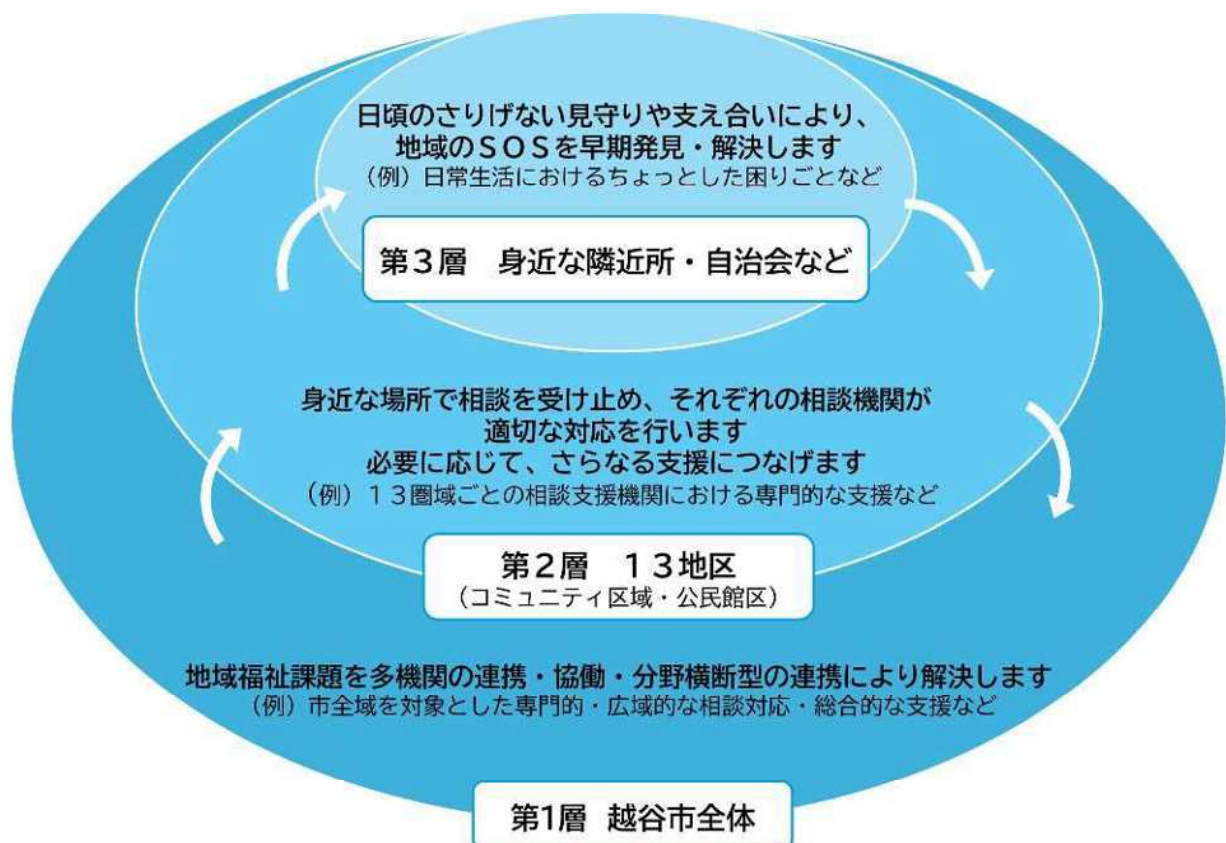
地域福祉の取り組みを進めていくにあたっては、市民に身近な隣近所や自治会などの活動から、越谷市全体の活動まで、取り組み内容によって、その対象となる適切な範囲が異なってくることから、重層的な地域づくりが求められます。

そこで、本市では次の3つの階層を基本的な単位として、地域福祉を推進していきます。

第1層は、越谷市全体です。市内における多機関の連携・協働や、市役所関係課における分野横断型の連携などの取り組みを通じ、地域福祉課題を解決します。

第2層は、本市の地域福祉の基本的な圏域である13地区（コミュニティ区域）です。身近な場所で相談を受け止め、相談内容に応じて各相談機関が適切な対応を行います。また、そこで解決が困難な場合は、必要に応じてさらなる支援につなげます。

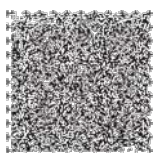
第3層は、身近な隣近所・自治会などです。日頃のなにげない見守りや支え合いのある関係づくりを進め、身近な人のSOSを早期発見し、解決につなげます。



5 計画の体系

第4次計画は、前項で定めた3つの基本目標を実現するために、7つの基本方針、15の施策を定め、それらに関連する事業を推進していきます。

基本理念	基本目標	基本方針	施策
すべての市民が生涯にわたり、安心して暮らすことができる福祉のまちをともに実現する	1 多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します	1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い地域で活躍できる機会づくり	1-1-1 市民の地域福祉に対する関心と地域の課題解決力の向上 1-1-2 地域で活躍する人財の確保と育成
		1-2 みんなが役割やつながりをもてる地域づくり	1-2-1 地域における交流や多様な活動の場の充実 1-2-2 地域活動団体に対する活動支援と情報発信の充実
		1-3 必要なときに助け合える連携・協働の環境づくり	1-3-1 身近な地域における連携強化
	2 適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します	2-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり	2-1-1 複合的な課題に対する重層的な支援体制の充実 2-1-2 適切な支援につなぐための庁内外の連携強化
		2-2 社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくり	2-2-1 身近な地域で相談できる場や機会の充実 2-2-2 支援が必要な人を把握するための連携強化 2-2-3 権利擁護と虐待防止のための仕組みの充実
		3-1 福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり	3-1-1 必要な情報を届けるための情報発信の充実 3-1-2 福祉サービスの質の向上
	3 誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります	3-2 福祉のまちづくり	3-2-1 地域力を活かした防犯・防災対策の推進 3-2-2 生活しやすい環境づくりの推進 3-2-3 住まいや仕事に関する支援の強化・充実



6 計画の達成目標

第4次計画は、3つの基本目標の達成を図るための指標として3つの達成目標を設定します。各目標に位置づけられた事業を推進し、計画期間での達成目標到達を目指していきます。（具体的な計画の推進体制については、89ページの「5章 計画を推進するために」を参照してください。）

【基本目標1】

多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

指標名	地域活動に参加している市民の割合	
	現状値	目標値
	49%	60%
指標解説	「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを育む地域の実現を目指し、地域活動に参加している（したことがある）市民の割合の増加を目指します。	

【基本目標2】

適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します

指標名	困りごとを相談できる相手がいる市民の割合	
	現状値	目標値
	95%	98%
指標解説	多様な課題に対応できる支援体制の強化を目指し、日常生活において困ったときに相談できる相手がいると回答した市民の割合の増加を目指します。	

【基本目標3】

誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります。

指標名	定住したいと思う市民の割合	
	現状値	目標値
	77.6%	82%
指標解説	福祉サービスの質向上をはじめ、ソフト・ハードを含めたあらゆる面からの「人にやさしい」地域づくりの実現を目指し、今後も現在のところに住み続けたいと思うと回答した市民の割合の増加を目指します。	

